

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p data-bbox="342 363 898 400">青森県石油コンビナート等防災計画</p> <p data-bbox="495 1066 748 1102">平成30年3月修正</p> <p data-bbox="387 1219 860 1256">青森県石油コンビナート等防災本部</p>	<p data-bbox="1211 363 1767 400">青森県石油コンビナート等防災計画</p> <p data-bbox="1364 1066 1617 1102">平成 年 月修正</p> <p data-bbox="1256 1219 1729 1256">青森県石油コンビナート等防災本部</p>	

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p style="text-align: center;">用語の定義</p> <p>この防災計画における用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>1 石 災 法 …… 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）をいう。</p> <p>2 防 災 計 画 …… 石災法第31条第1項の規定に基づき作成した青森県石油コンビナート等防災計画をいう。</p> <p>3 特 別 防 災 区 域 …… 石災法第2条第2号に定める青森県石油コンビナート等特別防災区域をいう。</p> <p>4 防 災 本 部 …… 石災法第27条第1項の規定に基づき設置された青森県石油コンビナート等防災本部をいう。</p> <p>5 現 地 防 災 本 部 …… 石災法第29条第1項の規定に基づき設置する青森県石油コンビナート等現地防災本部をいう。</p> <p>6 所 在 市 村 …… 特別防災区域が所在する市村をいう。</p> <p>7 所 在 消 防 本 部 …… 特別防災区域が所在する市村を管轄する消防本部をいう。</p> <p>8 指 定 市 町 村 等 …… 所在市村を除き、知事が特別防災区域に係る防災に関し必要と認めて指定した市町村並びに当該市町村に置かれる消防本部をいう。</p> <p>9 関 係 市 町 村 等 …… 所在市村、所在消防本部及び指定市町村等をいう。</p> <p>10 防 災 関 係 機 関 …… 青森県、関係市町村等及び自衛隊並びに石災法第27条第3項第4号に定める、関係特定地方行政機関及び関係公共機関をいう。</p> <p>11 特 定 事 業 所 …… 石災法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所をいう。</p> <p>12 そ の 他 の 事 業 所 …… 特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所をいう。</p> <p>13 特 定 事 業 所 等 …… 特定事業所及びその他の事業所をいう。</p> <p>14 特 定 事 業 者 …… 石災法第2条第7号及び第8号に定める第1種事業者及び第2種事業者をいう。</p> <p>15 そ の 他 事 業 者 …… その他事業所を設置している者をいう。</p> <p>16 特 定 事 業 者 等 …… 特定事業者及びその他事業者をいう。</p> <p>17 防 災 関 係 機 関 等 …… 防災関係機関及び特定事業者等をいう。</p> <p>18 自 衛 防 災 組 織 等 …… 石災法第16条第1項に規定する自衛防災組織、同法第19条第1項に規定する共同防災組織をいう。</p> <p>19 広 域 共 同 防 災 組 織 …… 石災法第19条の2第1項に規定する広域共同防災組織をいう。</p>	<p style="text-align: center;">用語の定義</p> <p>この防災計画における用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>1 石 災 法 …… 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）をいう。</p> <p>2 防 災 計 画 …… 石災法第31条第1項の規定に基づき作成した青森県石油コンビナート等防災計画をいう。</p> <p>3 特 別 防 災 区 域 …… 石災法第2条第2号に定める青森県石油コンビナート等特別防災区域をいう。</p> <p>4 防 災 本 部 …… 石災法第27条第1項の規定に基づき設置された青森県石油コンビナート等防災本部をいう。</p> <p>5 現 地 防 災 本 部 …… 石災法第29条第1項の規定に基づき設置する青森県石油コンビナート等現地防災本部をいう。</p> <p>6 所 在 市 村 …… 特別防災区域が所在する市村をいう。</p> <p>7 所 在 消 防 本 部 …… 特別防災区域が所在する市村を管轄する消防本部をいう。</p> <p>8 指 定 市 町 村 等 …… 所在市村を除き、知事が特別防災区域に係る防災に関し必要と認めて指定した市町村並びに当該市町村に置かれる消防本部をいう。</p> <p>9 関 係 市 町 村 等 …… 所在市村、所在消防本部及び指定市町村等をいう。</p> <p>10 防 災 関 係 機 関 …… 青森県、関係市町村等及び自衛隊並びに石災法第27条第3項第4号に定める、関係特定地方行政機関及び関係公共機関をいう。</p> <p>11 特 定 事 業 所 …… 石災法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所をいう。</p> <p>12 そ の 他 の 事 業 所 …… 特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所をいう。</p> <p>13 特 定 事 業 所 等 …… 特定事業所及びその他の事業所をいう。</p> <p>14 特 定 事 業 者 …… 石災法第2条第7号及び第8号に定める第1種事業者及び第2種事業者をいう。</p> <p>15 そ の 他 事 業 者 …… その他事業所を設置している者をいう。</p> <p>16 特 定 事 業 者 等 …… 特定事業者及びその他事業者をいう。</p> <p>17 防 災 関 係 機 関 等 …… 防災関係機関及び特定事業者等をいう。</p> <p>18 自 衛 防 災 組 織 等 …… 石災法第16条第1項に規定する自衛防災組織、同法第19条第1項に規定する共同防災組織をいう。</p> <p>19 広 域 共 同 防 災 組 織 …… 石災法第19条の2第1項に規定する広域共同防災組織をいう。</p>	

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的 1</p> <p>第2節 計画の性格 1</p> <p>第3節 計画の基本方針 1</p> <p>第4節 特別防災区域の範囲 1</p> <p>第5節 計画の習熟 6</p> <p>第6節 計画の修正 6</p> <p>第2章 防災組織</p> <p>第1節 組織 8</p> <p>第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 12</p> <p>第3章 災害の想定</p> <p>第1節 災害想定的基本的な考え方 19</p> <p>第2節 想定される災害事象とアセスメントの方法 19</p> <p>第4章 災害予防計画</p> <p>第1節 危険物等災害予防対策 31</p> <p>第2節 海上災害予防対策 33</p> <p>第3節 自然災害予防対策 34</p> <p>第4節 航空機による災害の予防対策 36</p> <p>第5節 気象通報等の伝達 37</p> <p>第6節 防災施設、設備及び資機材等の整備 40</p> <p>第7節 防災教育及び防災訓練 40</p> <p>第8節 防災に関する調査研究 42</p> <p>第9節 緑地等の設置 43</p> <p>第10節 避難対策 43</p> <p>第11節 防災に関する広報広聴活動 44</p> <p>第5章 災害応急対策計画</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的 1</p> <p>第2節 計画の性格 1</p> <p>第3節 計画の基本方針 1</p> <p>第4節 特別防災区域の範囲 1</p> <p>第5節 計画の習熟 6</p> <p>第6節 計画の修正 6</p> <p>第2章 防災組織</p> <p>第1節 組織 8</p> <p>第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 12</p> <p>第3章 災害の想定</p> <p>第1節 災害想定的基本的な考え方 19</p> <p>第2節 想定される災害事象とアセスメントの方法 19</p> <p>第4章 災害予防計画</p> <p>第1節 危険物等災害予防対策 31</p> <p>第2節 海上災害予防対策 33</p> <p>第3節 自然災害予防対策 34</p> <p>第4節 航空機による災害の予防対策 36</p> <p>第5節 気象通報等の伝達 37</p> <p>第6節 防災施設、設備及び資機材等の整備 40</p> <p>第7節 防災教育及び防災訓練 40</p> <p>第8節 防災に関する調査研究 42</p> <p>第9節 緑地等の設置 43</p> <p>第10節 避難対策 43</p> <p>第11節 防災に関する広報広聴活動 44</p> <p>第5章 災害応急対策計画</p>	

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
第1節	災害応急活動の基準となる災害の区分 45	第1節 災害応急活動の基準となる災害の区分 45	
第2節	防災本部の体制 45	第2節 災害発生時の体制 45	
第3節	現地防災本部の設置及び組織 49	第3節 現地防災本部の設置及び組織 49	
第4節	災害情報の伝達及び広報 50	第4節 災害情報の伝達及び広報 50	
第5節	火災等防御 60	第5節 火災等防御 60	
第6節	自然災害応急対策 66	第6節 自然災害応急対策 66	
第7節	救急医療 69	第7節 救急医療 69	
第8節	避難 70	第8節 避難 70	
第9節	交通規制等 72	第9節 交通規制等 72	
第10節	警戒警備等 73	第10節 警戒警備等 73	
第11節	防災資機材の調達及び輸送 74	第11節 防災資機材の調達及び輸送 75	
第12節	応援要請 76	第12節 応援要請 76	
第13節	特定事業者間の相互応援体制 78	第13節 特定事業者間の相互応援体制 79	
第6章 災害復旧対策計画		第6章 災害復旧対策計画	
第1節	災害復旧対策の基本方針 81	第1節 災害復旧対策の基本方針 81	
第2節	公共施設の災害復旧 81	第2節 公共施設の災害復旧 81	
第3節	特定事業者及び被災者の災害復旧 81	第3節 特定事業者及び被災者の災害復旧 81	
第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画		第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第1節	総則 82	第1節 総則 82	
第2節	地震発生時の応急対策等 82	第2節 地震発生時の応急対策等 82	
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 83	第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 83	
第4節	防災訓練 83	第4節 防災訓練 83	
第5節	地震防災上必要な教育及び広報活動 83	第5節 地震防災上必要な教育及び広報活動 83	

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>沿革</p> <p>策定 昭和52年 3 月 3 日 修正 昭和56年 4 月30日 修正 昭和58年 9 月12日 修正 平成 4 年 2 月18日 修正 平成 9 年 2 月20日 修正 平成11年 2 月18日 修正 平成18年12月26日 修正 平成23年 2 月24日 修正 平成30年 3 月27日</p>	<p>沿革</p> <p>策定 昭和52年 3 月 3 日 修正 昭和56年 4 月30日 修正 昭和58年 9 月12日 修正 平成 4 年 2 月18日 修正 平成 9 年 2 月20日 修正 平成11年 2 月18日 修正 平成18年12月26日 修正 平成23年 2 月24日 修正 平成30年 3 月27日 修正 平成 年 月 日</p>	

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p style="text-align: center;">第1章 総則 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 防災組織</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織</p> <p>石災法により防災関係機関等が設置することとされ、又は設置するよう努めることとされている防災に関する組織等は次のとおりである。</p> <p>1 防災本部 特別防災区域に係る防災に関する事務を行うため、石災法第27条に基づき、石油コンビナート等防災本部を設置する。</p> <p>(1) 組織</p> <p>ア 防災本部</p> <p>(ア) 本部長 本部長は、知事とする。</p> <p>(イ) 本部長職務代理者 本部長に事故があるときは、青森県副知事がその職務を代理する。</p> <p>(ウ) 本部員 本部員は、図2-1のとおりである。</p> <p>イ 幹事会 本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから知事が任命した幹事により構成する。</p> <p>(2) 所掌事務 防災本部は、平時及び災害発生時それぞれの状況に応じて次の業務を行う。</p> <p>ア 平時の業務</p> <p>(ア) 防災計画の作成、修正及び実施の推進に関すること</p> <p>(イ) 防災に係る調査研究に関すること</p> <p>(ウ) 予防業務又は応急対応業務に関する情報など、防災情報の収集及び伝達に関すること</p> <p>(エ) その他、特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施の推進に関すること</p> <p>イ 災害発生時の業務</p> <p>(ア) 防災関係機関等が防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る調整に関すること</p> <p>(イ) 現地防災本部に対して行う災害応急対策の実施等の必要な指示に関すること</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 防災組織</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織</p> <p>石災法により防災関係機関等が設置することとされ、又は設置するよう努めることとされている防災に関する組織等は次のとおりである。</p> <p>1 防災本部 特別防災区域に係る防災に関する事務を行うため、石災法第27条に基づき、石油コンビナート等防災本部を設置する。</p> <p>(1) 組織</p> <p>ア 防災本部</p> <p>(ア) 本部長 本部長は、知事とする。</p> <p>(イ) 本部長職務代理者 本部長に事故があるときは、青森県副知事がその職務を代理する。</p> <p>(ウ) 本部員 本部員は、図2-1のとおりである。</p> <p>イ 幹事会 本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから知事が任命した幹事により構成する。</p> <p>(2) 所掌事務 防災本部は、平時及び災害発生時それぞれの状況に応じて次の業務を行う。</p> <p>ア 平時の業務</p> <p>(ア) 防災計画の作成、修正及び実施の推進に関すること</p> <p>(イ) 防災に係る調査研究に関すること</p> <p>(ウ) 予防業務又は応急対応業務に関する情報など、防災情報の収集及び伝達に関すること</p> <p>(エ) その他、特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施の推進に関すること</p> <p>イ 災害発生時の業務</p> <p>(ア) 防災関係機関等が防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る調整に関すること</p> <p>(イ) 現地防災本部に対して行う災害応急対策の実施等の必要な指示に関すること</p>	

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>(ウ) 国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び他都道府県との連絡調整に関すること</p> <p>(エ) 災害情報等の収集、伝達、取りまとめ及び公表に関すること</p> <p>(オ) 県内の消防相互応援に関すること</p> <p>(カ) 緊急消防援助隊の応援要請に関すること</p> <p>(キ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること</p> <p>(ク) 報道機関の対応に関すること</p> <p>(ケ) 災害広報に関すること</p> <p>(コ) 防災資機材の調達に関すること</p> <p>(ク) 消防庁等から派遣される職員の受入に関すること</p> <p>(シ) 特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施の推進に関すること</p> <p>(ス) その他防災活動に必要な措置に関すること</p> <p>(3) 事務局 防災本部の事務を処理するため、県危機管理局に事務局を設置する。 事務局長は防災危機管理課長、事務局長代理者は消防保安課長とし、事務局員は、防災危機管理課員及び消防保安課員をもって充てる。</p>	<p>(ウ) 国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び他都道府県との連絡調整に関すること</p> <p>(エ) 災害情報等の収集、伝達、取りまとめ及び公表に関すること</p> <p>(オ) 県内の消防相互応援に関すること</p> <p>(カ) 緊急消防援助隊の応援要請に関すること</p> <p>(キ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること</p> <p>(ク) 報道機関の対応に関すること</p> <p>(ケ) 災害広報に関すること</p> <p>(コ) 防災資機材の調達に関すること</p> <p>(ク) 消防庁等から派遣される職員の受入に関すること</p> <p>(シ) 特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施の推進に関すること</p> <p>(ス) その他防災活動に必要な措置に関すること</p> <p>(3) 事務局 防災本部の事務を処理するため、県危機管理局に事務局を設置する。 事務局長は防災危機管理課長、事務局長代理者は消防保安課長とし、事務局員は、防災危機管理課員及び消防保安課員をもって充てる。</p>	

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p style="text-align: center;">図 2-1 防災本部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 第 1 号本部員 (特定地方行政機関) <ul style="list-style-type: none"> — 東北管区警察局総務監察・広域調整部長 — 関東東北産業保安監督部東北支部長 — 東北地方整備局青森河川国道事務所長 — 東北地方整備局青森港湾事務所長 — 東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所長 — 青森海上保安部長 — 八戸海上保安部長 — 青森労働局長 — 第 2 号本部員 (陸上自衛隊) <ul style="list-style-type: none"> — 陸上自衛隊第 9 師団長 — 第 3 号本部員 (警察機関) <ul style="list-style-type: none"> — 青森県警察本部長 — 第 4 号本部員 (青森県) <ul style="list-style-type: none"> — 副知事 — 副知事 — 総務部長 — 企画政策部長 — 環境生活部長 — 健康福祉部長 — 商工労働部長 — 農林水産部長 — 県土整備部長 — 危機管理局長 — 観光国際戦略局長 — エネルギー総合対策局長 — 第 5 号本部員 (所在市村) <ul style="list-style-type: none"> — 青森市長 — 八戸市長 — 六ヶ所村長 — 第 6 号本部員 (指定市町村) <ul style="list-style-type: none"> — 三沢市長 — 平内町長 — 野辺地町長 — 横浜町長 — 東北町長 — おいらせ町長 — 東通村長 — 第 7 号本部員 (市町村の消防機関) <ul style="list-style-type: none"> — 青森地域広域事務組合消防長 — 八戸地域広域市町村圏事務組合消防長 — 三沢市消防長 — 下北地域広域行政事務組合消防長 — 北部上北広域事務組合消防長 — 中部上北広域事業組合消防長 — 第 8 号本部員 (特定事業者) <ul style="list-style-type: none"> — 東西オイルターミナル株式会社青森油槽所長 — 八戸地区石油コンビナート等 特別防災区域協議会会長 — 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 むつ小川原国家石油備蓄基地事務所長 — 第 9 号本部員 (知事が任命する者 (2名)) <p>本部長職務代理者 (第 1 順位副知事)</p> <p>本部長 (知事)</p> <p>事務局 — 青森県危機管理局</p>	<p style="text-align: center;">図 2-1 防災本部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 第 1 号本部員 (特定地方行政機関) <ul style="list-style-type: none"> — 東北管区警察局総務監察・広域調整部長 — 関東東北産業保安監督部東北支部長 — 東北地方整備局青森河川国道事務所長 — 東北地方整備局青森港湾事務所長 — 東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所長 — 青森海上保安部長 — 八戸海上保安部長 — 青森労働局長 — 第 2 号本部員 (陸上自衛隊) <ul style="list-style-type: none"> — 陸上自衛隊第 9 師団長 — 第 3 号本部員 (警察機関) <ul style="list-style-type: none"> — 青森県警察本部長 — 第 4 号本部員 (青森県) <ul style="list-style-type: none"> — 副知事 — 副知事 — 総務部長 — 企画政策部長 — 環境生活部長 — 健康福祉部長 — 商工労働部長 — 農林水産部長 — 県土整備部長 — 危機管理局長 — 観光国際戦略局長 — エネルギー総合対策局長 — 第 5 号本部員 (所在市村) <ul style="list-style-type: none"> — 青森市長 — 八戸市長 — 六ヶ所村長 — 第 6 号本部員 (指定市町村) <ul style="list-style-type: none"> — 三沢市長 — 平内町長 — 野辺地町長 — 横浜町長 — 東北町長 — おいらせ町長 — 東通村長 — 第 7 号本部員 (市町村の消防機関) <ul style="list-style-type: none"> — 青森地域広域事務組合消防長 — 八戸地域広域市町村圏事務組合消防長 — 三沢市消防長 — 下北地域広域行政事務組合消防長 — 北部上北広域事務組合消防長 — 中部上北広域事業組合消防長 — 第 8 号本部員 (特定事業者) <ul style="list-style-type: none"> — 東西オイルターミナル株式会社青森油槽所長 — 八戸地区石油コンビナート等 特別防災区域協議会会長 — 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 むつ小川原国家石油備蓄基地事務所長 — 第 9 号本部員 (知事が任命する者 (2名)) <p>本部長職務代理者 (第 1 順位副知事)</p> <p>本部長 (知事)</p> <p>事務局 — 青森県危機管理局</p>	

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>2 現地防災本部</p> <p>本部長は、特別防災区域内で発生した災害が拡大し、非常体制（第5章第2節災害発生時の体制）に移行した場合又は発災事業所の所在する市村の長からの要請があり、必要があると認めた場合は、石災法第29条の規定に基づき石油コンビナート等現地防災本部を設置する。</p> <p>なお、現地防災本部の設置に関する詳細な事項については、第5章第3節に定める。</p> <p>(1) 組織</p> <p>ア 現地防災本部長 発災事業所の所在する市村の長とする。 なお、所在する市村の長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定した代理者がその職務を代行する。</p> <p>イ 現地防災本部員 本部員のうち、本部長が指名した本部員又は本部長が指名した本部員から権限の委任を受けた者</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>ア 災害鎮圧及び被害の拡大防止活動に関すること</p> <p>イ 避難対策、警戒区域の設定に関すること</p> <p>ウ 災害に関する情報の収集並びに防災本部及び防災関係機関等への伝達に関すること</p> <p>エ 防災関係機関等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整に関すること</p> <p>オ 地区内の防災資機材の稼働状況の把握及び調達に関すること</p> <p>カ 消防庁等から派遣される職員の受入に関すること</p> <p>キ その他本部長が指示する事項に関すること</p> <p>(3) 事務局 発災事業所の所在する市村石油コンビナート業務担当課に設置する。</p> <p>3 自衛防災組織 (省略)</p> <p>4 共同防災組織 (省略)</p> <p>5 広域共同防災組織 (省略)</p> <p>6 石油コンビナート等特別防災区域協議会 (省略)</p>	<p>2 現地防災本部</p> <p>本部長は、特別防災区域内で発生した災害が拡大し、非常体制（第5章第2節災害発生時の体制）に移行した場合又は発災事業所の所在する市村の長からの要請があり、必要があると認めた場合は、石災法第29条の規定に基づき石油コンビナート等現地防災本部を設置する。</p> <p>なお、現地防災本部の設置に関する詳細な事項については、第5章第3節に定める。</p> <p>(1) 組織</p> <p>ア 現地防災本部長 発災事業所の所在する市村の長とする。 なお、所在する市村の長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定した代理者がその職務を代行する。</p> <p>イ 現地防災本部員 本部員のうち、本部長が指名した本部員又は本部長が指名した本部員から権限の委任を受けた者</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>ア 災害鎮圧及び被害の拡大防止活動に関すること</p> <p>イ 避難対策、警戒区域の設定に関すること</p> <p>ウ 災害に関する情報の収集並びに防災本部及び防災関係機関等への伝達に関すること</p> <p>エ 防災関係機関等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整に関すること</p> <p>オ 地区内の防災資機材の稼働状況の把握及び調達に関すること</p> <p>カ 消防庁等から派遣される職員の受入に関すること</p> <p>キ その他本部長が指示する事項に関すること</p> <p>(3) 事務局 発災事業所の所在する市村石油コンビナート業務担当課に設置する。 事務局長は当該業務担当課長とし、事務局員は、当該業務担当課員及び関係課員をもって充てる。</p> <p>3 自衛防災組織 (省略)</p> <p>4 共同防災組織 (省略)</p> <p>5 広域共同防災組織 (省略)</p> <p>6 石油コンビナート等特別防災区域協議会 (省略)</p>	<p>・現地防災本部事務局の体制を明確化するため追記</p>

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p style="text-align: center;">第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱について、次のとおり定める。</p> <p>1 関係特定地方行政機関</p> <p>(1) 東北管区警察局</p> <p>ア 災害状況の把握と報告連絡等に関すること</p> <p>イ 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること</p> <p>ウ 関係職員の派遣に関すること</p> <p>エ 防災関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>(2) 関東東北産業保安監督部東北支部</p> <p>ア 第1種事業所の新設等の届出に係る現地調査及び工事完了後の確認に関すること</p> <p>イ 特定事業所に対する立入検査に関すること</p> <p>ウ 地盤沈下防止に関すること</p> <p>エ 高圧ガス施設の保安管理の監督、助言及び事故発生時の調査に関すること</p> <p>オ 電気施設等の保安に関する監督、点検、指示及び助言に関すること</p> <p>カ 必要防災資機材の調達又はあっせんに関すること</p> <p>(3) 東北地方整備局青森河川国道事務所</p> <p>ア 青森河川国道事務所が管理する国道の保全に関すること</p> <p>イ 青森河川国道事務所が管理する国道にかかる災害情報の収集及び応急対策に関すること</p> <p>ウ 青森河川国道事務所が管理する河川の維持管理に関すること</p> <p>エ 青森河川国道事務所が管理する河川にかかる災害情報の収集及び応急対策に関すること</p> <p>(4) 東北地方整備局青森港湾事務所、東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所</p> <p>ア 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること</p> <p>イ 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び応急対策に関すること</p> <p>(5) 青森海上保安部、八戸海上保安部</p> <p>ア 海上における油火災、船舶火災及び油流出事故等海上災害防止措置の実施及び指導に関すること</p> <p>イ 航行船舶及び停泊船舶の安全対策の実施及び指導に関すること</p> <p>ウ 災害情報の収集に関すること</p> <p>エ 海上災害に関する教育訓練及び啓蒙に関すること</p> <p>オ 災害周辺海域における警戒、警備に関すること</p> <p>カ 海上交通規制及び海上交通の秩序維持に関すること</p>	<p style="text-align: center;">第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱について、次のとおり定める。</p> <p>1 関係特定地方行政機関</p> <p>(1) 東北管区警察局</p> <p>ア 災害状況の把握と報告連絡等に関すること</p> <p>イ 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること</p> <p>ウ 関係職員の派遣に関すること</p> <p>エ 防災関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>(2) 関東東北産業保安監督部東北支部</p> <p>ア 第1種事業所の新設等の届出に係る現地調査及び工事完了後の確認に関すること</p> <p>イ 特定事業所に対する立入検査に関すること</p> <p>【削除】</p> <p>ウ 高圧ガス施設の保安管理の監督、助言及び事故発生時の調査に関すること</p> <p>エ 電気施設等の保安に関する監督、点検、指示及び助言に関すること</p> <p>【削除】</p> <p>(3) 東北地方整備局青森河川国道事務所</p> <p>ア 青森河川国道事務所が管理する国道の保全に関すること</p> <p>イ 青森河川国道事務所が管理する国道にかかる災害情報の収集及び応急対策に関すること</p> <p>ウ 青森河川国道事務所が管理する河川の維持管理に関すること</p> <p>エ 青森河川国道事務所が管理する河川にかかる災害情報の収集及び応急対策に関すること</p> <p>(4) 東北地方整備局青森港湾事務所、東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所</p> <p>ア 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること</p> <p>イ 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び応急対策に関すること</p> <p>(5) 青森海上保安部、八戸海上保安部</p> <p>ア 海上における油火災、船舶火災及び油流出事故等海上災害防止措置の実施及び指導に関すること</p> <p>イ 航行船舶及び停泊船舶の安全対策の実施及び指導に関すること</p> <p>ウ 災害情報の収集に関すること</p> <p>エ 海上災害に関する教育訓練及び啓蒙に関すること</p> <p>オ 災害周辺海域における警戒、警備に関すること</p> <p>カ 海上交通規制及び海上交通の秩序維持に関すること</p>	<p>・関東東北産業保安監督部東北支部の所掌する業務になじまないため削除</p>

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>キ 防災資機材の整備及び搬送に関すること</p> <p>ク 避難の指示又は勧告に関すること</p> <p>ケ 海上災害に係る救出患者の緊急搬送に関すること</p> <p>コ 海上災害に係る自衛隊の災害派遣要請に関すること</p> <p>(6) 青森労働局 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく監督指導の実施に関すること</p> <p>2 自衛隊</p> <p>ア 災害情報の収集伝達に関すること</p> <p>イ 避難の援助に関すること</p> <p>ウ 行方不明者等の捜索救助に関すること</p> <p>エ 災害の防御活動に関すること</p> <p>オ 人員及び物資の輸送に関すること</p> <p>カ 危険物の保安措置及び除去に関すること</p> <p>3 県警察</p> <p>ア 災害情報の収集伝達に関すること</p> <p>イ 救出、救助に関すること</p> <p>ウ 避難の指示又は勧告に関すること</p> <p>エ 警戒警備等の措置に関すること</p> <p>オ 交通規制に関すること</p> <p>カ 危険物の保安措置に関すること</p> <p>キ 災害装備資機材の整備に関すること</p> <p>4 県</p> <p>(1) 危機管理局</p> <p>ア 防災本部に関する措置に関すること</p> <p>【新設】</p> <p>イ 災害情報 の収集伝達に関すること</p> <p>ウ 防災資機材の整備に関すること</p> <p>エ 防災関係機関等との連絡調整に関すること</p> <p>オ 特定事業所への立入検査等に関すること</p> <p>カ 高圧ガスの保安管理に係る指導監督に関すること</p> <p>キ 高圧ガスの保安教育訓練の指導に関すること</p> <p>ク 高圧ガスの防災設備及び資機材の整備指導に関すること</p> <p>ケ 消防機関に対する指導助言に関すること</p>	<p>キ 防災資機材の整備及び搬送に関すること</p> <p>ク 避難の指示又は勧告に関すること</p> <p>ケ 海上災害に係る救出患者の緊急搬送に関すること</p> <p>コ 海上災害に係る自衛隊の災害派遣要請に関すること</p> <p>(6) 青森労働局 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく監督指導の実施に関すること</p> <p>2 自衛隊</p> <p>ア 災害情報の収集伝達に関すること</p> <p>イ 避難の援助に関すること</p> <p>ウ 遭難者等の捜索救助に関すること</p> <p>エ 災害の防御活動に関すること</p> <p>オ 人員及び物資の輸送に関すること</p> <p>カ 危険物の保安措置及び除去に関すること</p> <p>3 県警察</p> <p>ア 災害情報等の収集・伝達及び被害状況、災害原因等の調査に関すること</p> <p>イ 避難等の指示及び避難誘導のための広報に関すること</p> <p>ウ 被災者の救出及び救護に関すること</p> <p>エ 警戒区域の設定、交通規制及び緊急交通路の確保に関すること</p> <p>オ その他、青森県警察の所掌する業務に関すること</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>4 県</p> <p>(1) 危機管理局</p> <p>ア 防災本部に関する措置に関すること</p> <p>イ 防災本部事務局の設置に関すること</p> <p>ウ 災害情報の収集伝達に関すること</p> <p>エ 防災資機材の整備に関すること</p> <p>オ 防災関係機関等との連絡調整に関すること</p> <p>カ 特定事業所への立入検査等に関すること</p> <p>キ 高圧ガスの保安管理に係る指導監督に関すること</p> <p>ク 高圧ガスの保安教育訓練の指導に関すること</p> <p>ケ 高圧ガスの防災設備及び資機材の整備指導に関すること</p> <p>コ 消防機関に対する指導助言に関すること</p>	<p>・地域防災計画と整合を図るため修正</p> <p>・県警察の事務又は業務について整理</p> <p>・記載内容の整合を図るため追記</p>

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>コ 石油コンビナート等特別防災区域協議会及び共同防災組織の設置指導に関すること</p> <p>サ 防災に関する教育訓練の実施及び指導に関すること</p> <p>シ 応援対策の総合調整に関すること</p> <p>ス 緊急消防援助隊の応援要請に関すること</p> <p>セ 自衛隊への災害派遣の要請に関すること</p> <p>ソ 消防庁長官に対する専門的知識を有する職員の派遣の要請に関すること</p> <p>タ その他災害の発生及び拡大防止等のための措置に関すること</p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア 災害応急対策費の予算措置に関すること</p> <p>イ 所在市村に対する職員の応援派遣に係る措置に関すること</p> <p>(3) 企画政策部</p> <p>ア 災害広報に関すること。</p> <p>(4) 環境生活部</p> <p>特別防災区域周辺の環境保全対策に関すること</p> <p>(5) 健康福祉部</p> <p>ア 被災者に対する援護対策に関すること</p> <p>イ 毒物、劇物の安全対策に関すること</p> <p>ウ 特別防災区域周辺の医療保健衛生対策に関すること</p> <p>(6) 商工労働部</p> <p>被災商工業者対策に関すること</p> <p>(7) 農林水産部</p> <p>特別防災区域周辺の農林水産対策に関すること</p> <p>(8) 県土整備部</p> <p>ア 県道及び港湾施設等公共土木施設の整備、保全及び応急対策に関すること</p> <p>イ 緑地等の整備及び保全に関すること</p> <p>ウ 特定事業者の港湾施設に対する技術（構造）指導に関すること</p> <p>エ その他災害の発生及び拡大防止等のための措置に関すること</p> <p>(9) 教育庁</p> <p>ア 文教施設の保全に関する措置に関すること</p> <p>イ 児童・生徒の安全確保対策に関すること</p> <p>(10) その他部局・各地域県民局</p> <p>本部長から命ぜられた事項に関すること</p> <p>5 関係市町村等</p> <p>(1) 所在市村 (青森市、八戸市、六ヶ所村)</p>	<p>サ 石油コンビナート等特別防災区域協議会及び共同防災組織の設置指導に関すること</p> <p>シ 防災に関する教育訓練の実施及び指導に関すること</p> <p>ス 応援対策の総合調整に関すること</p> <p>セ 緊急消防援助隊の応援要請に関すること</p> <p>ソ 自衛隊への災害派遣の要請に関すること</p> <p>タ 消防庁長官に対する専門的知識を有する職員の派遣の要請に関すること</p> <p>チ その他災害の発生及び拡大防止等のための措置に関すること</p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア 災害応急対策費の予算措置に関すること</p> <p>イ 所在市村に対する職員の応援派遣に係る措置に関すること</p> <p>(3) 企画政策部</p> <p>ア 災害広報に関すること。</p> <p>(4) 環境生活部</p> <p>特別防災区域周辺の環境保全対策に関すること</p> <p>(5) 健康福祉部</p> <p>ア 被災者に対する援護対策に関すること</p> <p>イ 毒物、劇物の安全対策に関すること</p> <p>ウ 特別防災区域周辺の医療保健衛生対策に関すること</p> <p>(6) 商工労働部</p> <p>被災商工業者対策に関すること</p> <p>(7) 農林水産部</p> <p>特別防災区域周辺の農林水産対策に関すること</p> <p>(8) 県土整備部</p> <p>ア 県道及び港湾施設等公共土木施設の整備、保全及び応急対策に関すること</p> <p>イ 緑地等の整備及び保全に関すること</p> <p>ウ 特定事業者の港湾施設に対する技術（構造）指導に関すること</p> <p>エ その他災害の発生及び拡大防止等のための措置に関すること</p> <p>(9) 教育庁</p> <p>ア 文教施設の保全に関する措置に関すること</p> <p>イ 児童・生徒の安全確保対策に関すること</p> <p>(10) その他部局・各地域県民局</p> <p>本部長から命ぜられた事項に関すること</p> <p>5 関係市町村等</p> <p>(1) 所在市村 (青森市、八戸市、六ヶ所村)</p>	

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>ア 災害情報の収集伝達に関する事</p> <p>イ 防災関係機関等との連絡調整に関する事</p> <p>ウ 所在市村の管理に属する施設の災害復旧に関する事</p> <p>エ 緑地等の整備及び保全に関する事</p> <p>オ 警戒警備等措置に関する事</p> <p>カ 地域住民の避難措置及び安全確保対策に関する事</p> <p>キ 文教施設の保全及び児童生徒の安全確保対策に関する事</p> <p>ク その他災害の発生及び拡大防止等のための措置に関する事</p> <p>(2) 所在消防本部 (青森地域広域 事務組合消防本部、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部)</p> <p>ア 災害情報の収集伝達に関する事</p> <p>イ 防災関係機関等との連絡調整に関する事</p> <p>ウ 特定事業者等が設置する自衛防災組織等の育成指導に関する事</p> <p>エ 立入検査、予防査察等の実施に関する事</p> <p>オ 危険物の保安確保に関する指導監督に関する事</p> <p>カ 消防力の充実強化及び資機材の整備に関する事</p> <p>キ 防災に関する教育訓練の実施及び指導に関する事</p> <p>ク 火災等災害の防御に関する事</p> <p>ケ 県内の消防相互応援に関する事</p> <p>コ 警戒警備等措置に関する事</p> <p>サ 地域住民の避難措置に関する事</p> <p>シ 被災者の救助及び救急搬送に関する事</p> <p>ス その他災害の発生及び拡大の防止等のための措置に関する事</p> <p>(3) 指定市町村等 (三沢市、平内町、野辺地町、おいらせ町、横浜町、東北町、東通村、三沢市消防本部、下北地域広域行政事務組合消防本部、中部上北広域事業組合消防本部) 災害応急対策の応援活動に関する事</p> <p>6 特定事業者等 (省略)</p> <p>7 広域共同防災組織 (省略)</p> <p>8 関係指定地方行政機関</p>	<p>ア 現地防災本部に関する事</p> <p>イ 現地防災本部事務局の設置に関する事</p> <p>ウ 災害情報の収集伝達に関する事</p> <p>エ 防災関係機関等との連絡調整に関する事</p> <p>オ 所在市村の管理に属する施設の災害復旧に関する事</p> <p>カ 緑地等の整備及び保全に関する事</p> <p>キ 警戒警備等措置に関する事</p> <p>ク 地域住民の避難措置及び安全確保対策に関する事</p> <p>ケ 文教施設の保全及び児童生徒の安全確保対策に関する事</p> <p>コ その他災害の発生及び拡大防止等のための措置に関する事</p> <p>(2) 所在消防本部 (青森地域広域事務組合消防本部、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部)</p> <p>ア 災害情報の収集伝達に関する事</p> <p>イ 防災関係機関等との連絡調整に関する事</p> <p>ウ 特定事業者等が設置する自衛防災組織等の育成指導に関する事</p> <p>エ 立入検査、予防査察等の実施に関する事</p> <p>オ 危険物の保安確保に関する指導監督に関する事</p> <p>カ 消防力の充実強化及び資機材の整備に関する事</p> <p>キ 防災に関する教育訓練の実施及び指導に関する事</p> <p>ク 火災等災害の防御に関する事</p> <p>ケ 県内の消防相互応援に関する事</p> <p>コ 警戒警備等措置に関する事</p> <p>サ 地域住民の避難措置に関する事</p> <p>シ 被災者の救助及び救急搬送に関する事</p> <p>ス その他災害の発生及び拡大の防止等のための措置に関する事</p> <p>(3) 指定市町村等 (三沢市、平内町、野辺地町、おいらせ町、横浜町、東北町、東通村、三沢市消防本部、下北地域広域行政事務組合消防本部、中部上北広域事業組合消防本部) 災害応急対策の応援活動に関する事</p> <p>6 特定事業者等 (省略)</p> <p>7 広域共同防災組織 (省略)</p> <p>8 関係指定地方行政機関</p>	<p>・現地防災本部事務局の体制を明確化するため追記</p>

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>(省略)</p> <p>9 関係指定(地方)公共機関</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害の想定 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p>特別防災区域に係る災害の発生を未然に防止すること及び災害が発生した場合に被害の拡大防止対策を講ずることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第1節 危険物等災害予防対策 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 海上災害予防対策</p> <p>特別防災区域の地先の海上に係る災害に対し、各機関がとるべき予防対策については、次のとおりとする。</p> <p>1 特定事業者</p> <p>(1) 船舶及び陸上の受入、払出施設に関する位置、構造、施設の維持管理の徹底を図る。</p> <p>(2) オイルフェンス、油処理剤等の資機材の備蓄及び維持管理の徹底を図る。</p> <p>2 東北地方整備局港湾空港部</p> <p>船舶の安全航行に資するため港湾外かく施設、水域施設等の港湾施設の整備を維持する。</p> <p>3 青森海上保安部、八戸海上保安部</p> <p>(1) 巡視船艇を特別防災区域の地先の水域へ定期的に巡回させ異変の早期発見に努める。</p> <p>(2) 危険物等積載船舶に対する監督を次により実施する。</p> <p>ア 港則法に基づき港長が停泊場所の指定、荷役運搬の許可を行うとともにその監督、指導にあたる。</p> <p>イ 津波、台風等の異常気象により災害の発生が予想される場合は、港長が状況に応じて荷役の中止あるいは港外への移動を命ずることができる。</p>	<p>(省略)</p> <p>9 関係指定(地方)公共機関</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害の想定 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p>特別防災区域に係る災害の発生を未然に防止すること及び災害が発生した場合に被害の拡大防止対策を講ずることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第1節 危険物等災害予防対策 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 海上災害予防対策</p> <p>特別防災区域の地先の海上に係る災害に対し、各機関がとるべき予防対策については、次のとおりとする。</p> <p>1 特定事業者</p> <p>(1) 船舶及び陸上の受入、払出施設に関する位置、構造、施設の維持管理の徹底を図る。</p> <p>(2) オイルフェンス、油処理剤等の資機材の備蓄及び維持管理の徹底を図る。</p> <p>2 東北地方整備局 青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所</p> <p>船舶の安全航行に資するため港湾外かく施設、水域施設等の港湾施設の整備を維持する。</p> <p>3 青森海上保安部、八戸海上保安部</p> <p>(1) 巡視船艇を特別防災区域の地先の水域へ定期的に巡回させ異変の早期発見に努める。</p> <p>(2) 危険物等積載船舶に対する監督を次により実施する。</p> <p>ア 港則法に基づき港長が停泊場所の指定、荷役運搬の許可を行うとともにその監督、指導にあたる。</p> <p>イ 津波、台風等の異常気象により災害の発生が予想される場合は、港長が状況に応じて荷役の中止あるいは港外への移動を命ずることができる。</p>	<p>・記載内容の整合、海上保安部との横並びを図るため</p>

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>ウ 港則法及び船舶安全法等関係法令の遵守、災害防止に関する指導を行う。</p> <p>(3) 危険物等積載船舶の入出港時及び停泊中、必要と認められるときは、巡視船艇を出勤させて安全性の確認及び指導にあたるとともに、付近航行船舶及び港内作業船舶に対して危険物等積載船舶に接近しないよう指導し、海上における喫煙及び火気取扱いの禁止を徹底する。</p> <p>(4) 災害発生時、海上における初動体制を確立し、被害の極限を図るため防災に必要な各種資機材、設備、装備の充実指導に努める。</p> <p>(5) 海上災害における教育訓練に努める。</p> <p>4 県</p> <p>(1) 港湾区域内の港湾施設及び海岸保全施設の整備を推進し、海上災害を予防する。</p> <p>(2) 海上災害に必要な消火薬剤、油処理剤等防災資機材の管内備蓄の把握と、その整備の促進に努める。</p> <p>5 所在消防本部</p> <p>(1) 海上の災害予防のため、特別防災区域に係留中の船舶に対する予防査察及び取締りの強化を図る。</p> <p>(2) 危険物等の荷役作業を行うタンカー等に対し、必要に応じて随時立入検査を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 自然災害予防対策</p> <p>特別防災区域に係る地震、津波その他の異常な自然現象による災害に対する各機関がとるべき予防対策については、次のとおりとする。</p> <p>1 特定事業者</p> <p>(1) 地震災害予防対策</p> <p>ア 危険物施設等の耐震化・液状化対策 危険物施設の配管、建築物及び特定防災施設等について、耐震性能、各技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液状化の危険性の可能性等を確認し、必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 特定防災施設及び防災設備の信頼性向上 特定防災施設及び防災施設（遮断設備、移送設備、散水設備、消火設備等）について、停電や通信回線の輻輳の発生に対応するための必要な措置を講ずる。</p> <p>ウ 浮き屋根及び内部浮き蓋の被害状況の把握 短周期地震動やスロッシングによるタンク被害を予測し、地震の発生時に損傷危険性の高いタンクを速やかに把握することができるリアルタイム被害予測システムの導入を検討する。</p>	<p>ウ 港則法及び船舶安全法等関係法令の遵守、災害防止に関する指導を行う。</p> <p>(3) 危険物等積載船舶の入出港時及び停泊中、必要と認められるときは、巡視船艇を出勤させて安全性の確認及び指導にあたるとともに、付近航行船舶及び港内作業船舶に対して危険物等積載船舶に接近しないよう指導し、海上における喫煙及び火気取扱いの禁止を徹底する。</p> <p>(4) 災害発生時、海上における初動体制を確立し、被害の極限を図るため防災に必要な各種資機材、設備、装備の充実指導に努める。</p> <p>(5) 海上災害における教育訓練に努める。</p> <p>4 県</p> <p>(1) 港湾区域内の港湾施設及び海岸保全施設の整備を推進し、海上災害を予防する。</p> <p>(2) 海上災害に必要な消火薬剤、油処理剤等防災資機材の管内備蓄の把握と、その整備の促進に努める。</p> <p>5 所在消防本部</p> <p>(1) 海上の災害予防のため、特別防災区域に係留中の船舶に対する予防査察及び取締りの強化を図る。</p> <p>(2) 危険物等の荷役作業を行うタンカー等に対し、必要に応じて随時立入検査を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 自然災害予防対策</p> <p>特別防災区域に係る地震、津波その他の異常な自然現象による災害に対する各機関がとるべき予防対策については、次のとおりとする。</p> <p>1 特定事業者</p> <p>(1) 地震災害予防対策</p> <p>ア 危険物施設等の耐震化・液状化対策 危険物施設の配管、建築物及び特定防災施設等について、耐震性能、各技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液状化の危険性の可能性等を確認し、必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 特定防災施設及び防災設備の信頼性向上 特定防災施設及び防災施設（遮断設備、移送設備、散水設備、消火設備等）について、停電や通信回線の輻輳の発生に対応するための必要な措置を講ずる。</p> <p>ウ 浮き屋根及び内部浮き蓋の被害状況の把握 短周期地震動やスロッシングによるタンク被害を予測し、地震の発生時に損傷危険性の高いタンクを速やかに把握することができるリアルタイム被害予測システムの導入を検討する。</p>	

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>エ 地震発生時の特定防災施設及び防災設備等に係る応急措置・代替措置</p> <p>地震発生後も継続して危険物の貯蔵等を行うため、特定防災施設及び資機材等が被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復することができるよう、「特定防災施設等の技術基準の検討報告書（平成 25 年 2 月危険物保安技術協会）」を参考に応急措置又は代替措置を講ずる。</p> <p>(2) 津波災害予防対策</p> <p>ア 特定防災施設及び防災設備等の浸水対策</p> <p>特定防災施設及び防災設備等について、自衛防災組織の防災活動に支障を及ぼさないよう、高所への設置や防水化といった必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 津波発生時の特定防災施設・資機材等に係る応急措置・代替措置</p> <p>津波被害発生後も、特定防災施設及び資機材等が、被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復することができるよう、「特定防災施設等の技術基準の検討報告書（平成 25 年 2 月危険物保安技術協会）」を参考に応急措置又は代替措置を講じる。</p> <p>ウ 自衛防災組織の安全確保対策</p> <p>地震・津波発生時において、人命の安全を最優先し防災活動に当たることが必要である。特に、津波災害時には人的対応に係る制約が大きいと考えられることから、自衛防災組織等は、次の事項について整理し、安全確保対策を講ずる。</p> <p>(ア) 津波に関する情報収集</p> <p>(イ) 避難場所の確保等</p> <p>(ウ) 情報伝達の確保</p> <p>(エ) 退避ルールの確立と津波災害時の従業員・自衛防災組織等の活動の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人命安全の優先 ・ 津波災害時の従業員・自衛防災組織等の活動の明確化 ・ 津波災害時の従業員・自衛防災組織等の活動・安全管理マニュアルの作成 <p>(オ) 自衛防災組織等の装備及び教育訓練の充実</p> <p>(3) その他の自然災害</p> <p>竜巻、高潮等の自然災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、気象及び海象の収集に努め、事業所内の警戒警備を強めるものとする。</p> <p>2 東北地方整備局港湾空港部</p> <p>津波、高潮、波浪等による災害を予防するとともに、船舶の安全航行に資するため外かく施設、水域施設等の港湾施設の整備を推進する。</p> <p>3 青森海上保安部、八戸海上保安部</p> <p>津波、台風等の異常気象により災害発生が予想される場合は港長が状況に応じて荷役中止あるいは港外避泊を勧告し、また、必要があると認めるときは、荷役の中止あるいは港外へ</p>	<p>エ 地震発生時の特定防災施設及び防災設備等に係る応急措置・代替措置</p> <p>地震発生後も継続して危険物の貯蔵等を行うため、特定防災施設及び資機材等が被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復することができるよう、「特定防災施設等の技術基準の検討報告書（平成 25 年 2 月危険物保安技術協会）」を参考に応急措置又は代替措置を講ずる。</p> <p>(2) 津波災害予防対策</p> <p>ア 特定防災施設及び防災設備等の浸水対策</p> <p>特定防災施設及び防災設備等について、自衛防災組織の防災活動に支障を及ぼさないよう、高所への設置や防水化といった必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 津波発生時の特定防災施設・資機材等に係る応急措置・代替措置</p> <p>津波被害発生後も、特定防災施設及び資機材等が、被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復することができるよう、「特定防災施設等の技術基準の検討報告書（平成 25 年 2 月危険物保安技術協会）」を参考に応急措置又は代替措置を講じる。</p> <p>ウ 自衛防災組織の安全確保対策</p> <p>地震・津波発生時において、人命の安全を最優先し防災活動に当たることが必要である。特に、津波災害時には人的対応に係る制約が大きいと考えられることから、自衛防災組織等は、次の事項について整理し、安全確保対策を講ずる。</p> <p>(ア) 津波に関する情報収集</p> <p>(イ) 避難場所の確保等</p> <p>(ウ) 情報伝達の確保</p> <p>(エ) 退避ルールの確立と津波災害時の従業員・自衛防災組織等の活動の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人命安全の優先 ・ 津波災害時の従業員・自衛防災組織等の活動の明確化 ・ 津波災害時の従業員・自衛防災組織等の活動・安全管理マニュアルの作成 <p>(オ) 自衛防災組織等の装備及び教育訓練の充実</p> <p>(3) その他の自然災害</p> <p>竜巻、高潮等の自然災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、気象及び海象の収集に努め、事業所内の警戒警備を強めるものとする。</p> <p>2 東北地方整備局 青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所</p> <p>津波、高潮、波浪等による災害を予防するとともに、船舶の安全航行に資するため外かく施設、水域施設等の港湾施設の整備を推進する。</p> <p>3 青森海上保安部、八戸海上保安部</p> <p>津波、台風等の異常気象により災害発生が予想される場合は港長が状況に応じて荷役中止あるいは港外避泊を勧告し、また、必要があると認めるときは、荷役の中止あるいは港外へ</p>	<p>・ 記載内容の整合、海上保安部との横並びを図るため修正</p>

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>の移動を命ずる。</p> <p>4 県</p> <p>(1) 地震対策としての港湾施設の建設整備にあたっては、地盤の種別及び当該施設の重要度等を考慮して適切な設計震度を採用する。</p> <p>(2) 自然災害を想定した複合的な訓練を実施する。</p> <p>(3) 港湾区域内の海岸保全施設を整備するため海岸保全事業を施行して、津波、高潮等による災害を予防する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 航空機等による災害の予防対策 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 気象通報等の伝達 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 防災施設、設備及び資機材等の整備 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第7節 防災教育及び防災訓練 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第8節 防災に関する調査研究 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第9節 緑地等の設置 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第10節 避難対策</p> <p>特別防災区域周辺住民及び特定事業所従業員等が円滑に避難できるよう整備する避難対策については、次のとおりとする。</p> <p>1 避難対策の考え方</p> <p>石油コンビナート防災アセスメント調査結果や青森県地震・津波被害想定調査等の結果を活用し、起こり得る災害に即した、より効果的な避難対策を策定するものとする。</p> <p>2 特定事業者等</p> <p>特定事業者等は、事業所内の従業員等が適切に避難できるよう避難経路等を定め周知徹底を図る。</p> <p>3 所在市村</p>	<p>の移動を命ずる。</p> <p>4 県</p> <p>(1) 地震対策としての港湾施設の建設整備にあたっては、地盤の種別及び当該施設の重要度等を考慮して適切な設計震度を採用する。</p> <p>(2) 自然災害を想定した複合的な訓練を実施する。</p> <p>(3) 港湾区域内の海岸保全施設を整備するため海岸保全事業を施行して、津波、高潮等による災害を予防する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 航空機等による災害の予防対策 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 気象通報等の伝達 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 防災施設、設備及び資機材等の整備 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第7節 防災教育及び防災訓練 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第8節 防災に関する調査研究 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第9節 緑地等の設置 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第10節 避難対策</p> <p>特別防災区域周辺住民及び特定事業所従業員等が円滑に避難できるよう整備する避難対策については、次のとおりとする。</p> <p>1 避難対策の考え方</p> <p>石油コンビナート防災アセスメント調査結果や青森県地震・津波被害想定調査等の結果を活用し、起こり得る災害に即した、より効果的な避難対策を策定するものとする。</p> <p>2 特定事業者等</p> <p>特定事業者等は、事業所内の従業員等が適切に避難できるよう避難経路等を定め周知徹底を図る。</p> <p>3 所在市村</p>	

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>(1) 避難対象地域及び避難所 所在市村は、各地区の実情に応じた避難対象地域及び避難場所を選定する。</p> <p>(2) 避難計画の策定 所在市村は、避難の勧告又は指示を行う基準や伝達方法、各地区の実情に応じた避難所への避難又は屋内での待避といった避難方法をまとめた避難計画を策定する。</p> <p>(3) 避難計画の検証 所在市村は、訓練等を実施し、策定した避難計画が有効に機能できるかどうか検証する。</p> <p>4 県 県は、特定事業者及び所在市村が整備する避難計画に関し、必要な助言や情報提供を行う。</p> <p>5 その他防災関係機関 その他防災関係機関は、避難計画の策定に当たって必要な情報提供を行うなど、積極的に協力する。</p> <p style="text-align: center;">第 11 節 防災に関する広報広聴活動 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 災害応急対策計画</p> <p>この計画は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害の発生の防御及び災害の拡大を防止することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 災害応急活動の基準となる災害の区分</p> <p>防災本部が災害応急活動を行う基準（災害の区分）については、次のとおりとする。</p> <p>1 小災害 主として発災特定事業所の自衛防災組織等及び所在消防本部（海上にあっては管轄海上保安部）の防災力によって防御鎮圧しうるもので、陸上にあっては周辺住民の避難を必要としない程度の災害を小災害とする。</p> <p>2 中災害 発災特定事業所以外の特定事業所の自衛防災組織その他の区域内関係事業所（区域協議会が設けられている場合は同加盟各社とする）の相互応援及び県内消防機関（海上にあっては</p>	<p>(1) 避難対象地域及び指定避難所 所在市村は、各地区の実情に応じた避難対象地域及び避難場所を選定する。</p> <p>(2) 避難計画の策定 所在市村は、避難の勧告又は指示を行う基準や伝達方法、各地区の実情に応じた指定避難所への避難又は屋内での待避といった避難方法をまとめた避難計画を策定する。</p> <p>(3) 避難計画の検証 所在市村は、訓練等を実施し、策定した避難計画が有効に機能できるかどうか検証する。</p> <p>4 県 県は、特定事業者及び所在市村が整備する避難計画に関し、必要な助言や情報提供を行う。</p> <p>5 その他防災関係機関 その他防災関係機関は、避難計画の策定に当たって必要な情報提供を行うなど、積極的に協力する。</p> <p style="text-align: center;">第 11 節 防災に関する広報広聴活動 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 災害応急対策計画</p> <p>この計画は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害の発生の防御及び災害の拡大を防止することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 災害応急活動の基準となる災害の区分</p> <p>防災本部が災害応急活動を行う基準（災害の区分）については、次のとおりとする。</p> <p>1 小災害 主として発災特定事業所の自衛防災組織等及び所在消防本部（海上にあっては管轄海上保安部）の防災力によって防御鎮圧しうるもので、陸上にあっては周辺住民の避難を必要としない程度の災害を小災害とする。</p> <p>2 中災害 発災特定事業所以外の特定事業所の自衛防災組織その他の区域内関係事業所（区域協議会が設けられている場合は同加盟各社とする）の相互応援及び県内消防機関（海上にあっては</p>	<p>・地域防災計画と整合を図るため修正</p> <p>・地域防災計画と整合を図るため修正</p>

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>管区海上保安本部) の応援出動によらなければ鎮火鎮圧が困難である災害を中災害とする。</p> <p>3 大災害 自衛隊への災害派遣要請や、緊急消防援助隊の応援要請を行い、防災関係機関による総合的な防災活動を行う必要がある災害を大災害とする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 災害発生時の体制</p> <p>第1節で定めた基準の災害が発生した際の体制については、次のとおりとする。</p> <p>1 第1次配備体制 主として小災害に対する配備体制とする。</p> <p>(1) 県の対応 県は危機管理局消防保安課長を長とする情報収集体制を取る。また、必要に応じて発災事業所の対策本部又はその他適当な場所に現地連絡室を設置する。 情報収集体制は、一部の防災危機管理課職員及び消防保安課職員で構成し、第2次配備体制への移行を踏まえつつ、災害情報等の収集、関係機関との連絡調整、報道機関への広報等を実施する。また、現地連絡室を設置した場合は、情報収集を行うため、職員を派遣する。</p> <p>(2) 所在市村 所在市村は、第2次配備体制への移行を踏まえつつ、災害情報の収集、関係機関との連絡調整、報道機関への広報等を実施する。また、現地連絡室が設置された場合は、情報収集を行うため職員を派遣する。</p> <p>(3) 他の防災関係機関等の対応 特定事業所の自衛防災組織及び所在消防本部（海上にあつては管区海上保安本部）が応急対策業務を実施し、県警察がこれに協力する。</p> <p>2 第2次配備体制 主として中災害に対する配備体制とする。</p> <p>(1) 県の対応 県は、危機管理局長を長とする石油コンビナート等災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。また、発災事業所の対策本部又はその他適当な場所に現地連絡室を設置する。 警戒本部は、事務局を危機管理局に設置し、防災危機管理課員、消防保安課員及び必要に応じて招集する庁内関係課の情報連絡員にて構成し、非常体制への移行を踏まえつつ、災害情報等の収集、関係機関との連絡調整等を実施する。また、情報収集を行うため、現地</p>	<p>管区海上保安本部) の応援出動によらなければ鎮火鎮圧が困難である災害を中災害とする。</p> <p>3 大災害 自衛隊への災害派遣要請や、緊急消防援助隊の応援要請を行い、防災関係機関による総合的な防災活動を行う必要がある災害を大災害とする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 災害発生時の体制</p> <p>第1節で定めた基準の災害が発生した際の体制については、次のとおりとする。</p> <p>1 第1次配備体制 主として小災害に対する配備体制とする。</p> <p>(1) 県の対応 県は危機管理局消防保安課長を長とする情報収集体制を取る。また、必要に応じて発災事業所の対策本部又はその他適当な場所に現地連絡室を設置する。 情報収集体制は、一部の防災危機管理課職員及び消防保安課職員で構成し、第2次配備体制への移行を踏まえつつ、災害情報等の収集、関係機関との連絡調整、報道機関への広報等を実施する。また、現地連絡室を設置した場合は、情報収集を行うため、職員を派遣する。</p> <p>(2) 所在市村 所在市村は、第2次配備体制への移行を踏まえつつ、災害情報の収集、関係機関との連絡調整、報道機関への広報等を実施する。また、現地連絡室が設置された場合は、情報収集を行うため職員を派遣する。</p> <p>(3) 他の防災関係機関等の対応 特定事業所の自衛防災組織及び所在消防本部（海上にあつては管区海上保安本部）が応急対策業務を実施し、県警察がこれに協力する。</p> <p>2 第2次配備体制 主として中災害に対する配備体制とする。</p> <p>(1) 県の対応 県は、危機管理局長を長とする石油コンビナート等災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。また、発災事業所の対策本部又はその他適当な場所に現地連絡室を設置する。 警戒本部は、事務局を危機管理局に設置し、防災危機管理課員、消防保安課員及び必要に応じて招集する庁内関係課職員にて構成し、非常体制への移行を踏まえつつ、災害情報等の収集、関係機関との連絡調整等を実施する。なお、警戒本部の体制は、青森県地域防災</p>	<p>・招集する統括調整部員は、情報連絡員</p>

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>連絡室へ職員を派遣する。</p> <p>(2) 所在市村 所在市村は、非常体制への移行を踏まえつつ、災害情報の収集、関係機関との連絡調整、報道機関への広報等を実施する。また、情報収集を行うため、現地連絡室へ職員を派遣する。</p> <p>(3) 他の防災関係機関等の対応 応急対策業務については、第1次配備体制に加え、他地区自衛防災組織及び県内消防本部（海上にあっては管区海上保安本部）の応援部隊が加わり実施する。</p> <p>3 非常体制 主として大災害に対する配備体制とする。</p> <p>(1) 県の対応 県は、知事を長とする石油コンビナート等災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。また、（現地連絡室を設置している場合は、これを廃止し、）災害発生市町村庁舎内等に現地防災本部を設置する。 災害対策本部は、青森県警察本部長及び県の本部員により構成し、災害情報の収集、関係機関との調整などを実施する。事務局を危機管理局に設置し、防災危機管理課職員、消防保安課職員及び庁内関係課の情報連絡員にて構成する。また、本部長は、防災関係機関本部員に対し、必要に応じて連絡員（L0）の派遣を要請する。</p> <p>(2) 所在市村 所在市村長は、現地防災本部を設置し、災害対策本部と緊密に連携し、災害の鎮圧及び拡大防止、地域住民の避難対策等を行う。</p> <p>(3) 他の防災関係機関等の対応 応急対策業務については、第2次配備体制に加え、自衛隊や緊急消防援助隊などの防災関係機関が加わり実施する。また、必要に応じて災害対策本部へ連絡員（L0）を派遣するほか、現地防災本部へ本部長が指名した本部員又は本部員から権限の委任を受けた者を派遣する。</p> <p>4 現地連絡室 第1次配備体制において災害の拡大が予想される場合、又は第2次配備体制に移行した場合、本部長は、発災現場の一次情報を共有するため、必要に応じて発災事業所の対策本部又はその他適当な場所に現地連絡室を設置する。現地連絡室は、防災関係機関から派遣される職員で組織する。また、第1次配備体制で現地連絡室を設置し、第2次配備体制へ移行した場合、防災関係機関は、必要に応じて派遣する職員を増員する。</p>	<p>計画に定める県災害警戒本部に準じる。また、情報収集を行うため、現地連絡室へ職員を派遣する。</p> <p>(2) 所在市村 所在市村は、非常体制への移行を踏まえつつ、災害情報の収集、関係機関との連絡調整、報道機関への広報等を実施する。また、情報収集を行うため、現地連絡室へ職員を派遣する。</p> <p>(3) 他の防災関係機関等の対応 応急対策業務については、第1次配備体制に加え、他地区自衛防災組織及び県内消防本部（海上にあっては管区海上保安本部）の応援部隊が加わり実施する。</p> <p>3 非常体制 主として大災害に対する配備体制とする。</p> <p>(1) 県の対応 県は、知事を長とする石油コンビナート等災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。また、（現地連絡室を設置している場合は、これを廃止し、）災害発生市町村庁舎内等に現地防災本部を設置する。 災害対策本部は、青森県警察本部長及び県の本部員により構成し、災害情報の収集、関係機関との調整などを実施する。事務局を危機管理局に設置し、危機管理局職員及び庁内関係課職員にて構成する。なお、災害対策本部の体制は、青森県地域防災計画に定める県災害対策本部に準じる。また、本部長は、防災関係機関本部員に対し、必要に応じて連絡員（L0）の派遣を要請する。</p> <p>(2) 所在市村 所在市村長は、現地防災本部を設置し、災害対策本部と緊密に連携し、災害の鎮圧及び拡大防止、地域住民の避難対策等を行う。</p> <p>(3) 他の防災関係機関等の対応 応急対策業務については、第2次配備体制に加え、自衛隊や緊急消防援助隊などの防災関係機関が加わり実施する。また、必要に応じて災害対策本部へ連絡員（L0）を派遣するほか、現地防災本部へ本部長が指名した本部員又は本部員から権限の委任を受けた者を派遣する。</p> <p>4 現地連絡室 第1次配備体制において災害の拡大が予想される場合、又は第2次配備体制に移行した場合、本部長は、発災現場の一次情報を共有するため、必要に応じて発災事業所の対策本部又はその他適当な場所に現地連絡室を設置する。現地連絡室は、防災関係機関から派遣される職員で組織する。また、第1次配備体制で現地連絡室を設置し、第2次配備体制へ移行した場合、防災関係機関は、必要に応じて派遣する職員を増員する。</p>	<p>に限らないことから修正</p> <p>・警戒本部の体制の見直しに伴う修正</p> <p>・災害対策本部の体制の見直しに伴う修正</p>

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>なお、第2次配備体制から非常体制に移行する場合は、現地連絡室を廃止する。現地連絡室に派遣された職員は、現地防災本部にて現地本部員の受け入れや情報収集等の活動を行う。</p> <p>5 同時に他の災害が発生した場合の体制</p> <p>石油コンビナート災害と災害対策基本法第2条第1項に規定する災害又は国民保護法第2条第4項に定める武力攻撃災害が同時に発生した場合の県及び所在市村が取るべき体制について定める。</p> <p>(1) 県</p> <p>県は、石油コンビナート災害と災害対策基本法第2条第1項に規定する災害又は国民保護法第2条第4項に定める武力攻撃災害が同時に発生した場合は、青森県地域防災計画に定める県災害対策本部又は青森県国民保護計画に定める県国民保護対策本部等に準じて必要な体制を定める。</p> <p>(2) 所在市村</p> <p>所在市村は、市村地域防災計画に定める市村災害対策本部又は市村国民保護計画に定める市村国民保護対策本部等に準じて必要な体制を定める。</p>	<p>なお、第2次配備体制から非常体制に移行する場合は、現地連絡室を廃止する。現地連絡室に派遣された職員は、現地防災本部にて現地本部員の受け入れや情報収集等の活動を行う。</p> <p>5 同時に他の災害が発生した場合の体制</p> <p>石油コンビナート災害と災害対策基本法第2条第1項に規定する災害又は国民保護法第2条第4項に定める武力攻撃災害が同時に発生した場合の県及び所在市村が取るべき体制について定める。</p> <p>(1) 県</p> <p>県は、石油コンビナート災害と災害対策基本法第2条第1項に規定する災害又は国民保護法第2条第4項に定める武力攻撃災害が同時に発生した場合は、青森県地域防災計画に定める県災害対策本部又は青森県国民保護計画に定める県国民保護対策本部等に準じて必要な体制を定める。</p> <p>(2) 所在市村</p> <p>所在市村は、市村地域防災計画に定める市村災害対策本部又は市村国民保護計画に定める市村国民保護対策本部等に準じて必要な体制を定める。</p>	

頁	現行石油コンビナート等防災計画				修正案				修正理由
	表 防災本部の防災活動体制				表 防災本部の防災活動体制				
	体制	対象となる災害の区分	防災本部の体制	現地防災本部	体制	対象となる災害の区分	防災本部の体制	現地防災本部	
	第1次 配備体制	【小災害】 発災特定事業所の自衛防災組織等及び所在消防本部（海上にあっては管轄海上保安部）の防災力によって防御鎮圧しうる災害	○県 ・消防保安課長を長とする情報収集体制（防災危機管理課及び消防保安課職員で構成） ・必要に応じて現地連絡室を設置 ○防災関係機関の対応 ・自衛防災組織等、所在消防本部及び管轄海上保安部が災害応急活動を行う。 ・必要に応じて現地連絡室へ職員を派遣。	—	第1次 配備体制	【小災害】 発災特定事業所の自衛防災組織等及び所在消防本部（海上にあっては管轄海上保安部）の防災力によって防御鎮圧しうる災害	○県 ・消防保安課長を長とする情報収集体制（防災危機管理課及び消防保安課職員で構成） ・必要に応じて現地連絡室を設置 ○防災関係機関の対応 ・自衛防災組織等、所在消防本部及び管轄海上保安部が災害応急活動を行う。 ・必要に応じて現地連絡室へ職員を派遣。	—	
	第1次 配備体制	【中災害】 第1次配備体制に加え、発災特定事業所以外の特定事業所の自衛防災組織等相互応援及び県内消防機関（海上にあっては管区海上保安本部）の応援出動によらなければ鎮火鎮圧が困難である災害	○県 ・危機管理局長を長とする災害警戒本部を設置（防災危機管理課員、消防保安課員及び必要に応じて庁内各課職員にて構成） ・必要に応じて現地連絡室を設置 ○防災関係機関の対応 ・第1次配備体制に加え、他地区自衛防災組織及び県内消防本部の応援部隊が加わる。 ・必要に応じて現地連絡室へ職員を派遣。	—	第2次 配備体制	【中災害】 第1次配備体制に加え、発災特定事業所以外の特定事業所の自衛防災組織等相互応援及び県内消防機関（海上にあっては管区海上保安本部）の応援出動によらなければ鎮火鎮圧が困難である災害	○県 ・危機管理局長を長とする災害警戒本部を設置（防災危機管理課員、消防保安課員及び必要に応じて庁内各課職員にて構成） ・必要に応じて現地連絡室を設置 ○防災関係機関の対応 ・第1次配備体制に加え、他地区自衛防災組織及び県内消防本部の応援部隊が加わる。 ・必要に応じて現地連絡室へ職員を派遣。	—	
	非常体制	【大災害】 第2次配備体制に加え、自衛隊への災害派遣要請や、緊急消防援助隊の応援要請を行い、防災関係機関による総合的な防災活動を行う必要がある災害、又は、周辺地域住民（又は船舶）の避難を必要とする災害	○県 知事を長とする災害対策本部を設置（防災危機管理課、消防保安課及び庁内各課の職員にて構成） ○防災関係機関の対応 ・第2次配備体制に加え、自衛隊や緊急消防援助隊などが加わる。 ・災害対策本部への職員派遣 ・現地防災本部への職員派遣	設置	非常体制	【大災害】 第2次配備体制に加え、自衛隊への災害派遣要請や、緊急消防援助隊の応援要請を行い、防災関係機関による総合的な防災活動を行う必要がある災害、又は、周辺地域住民（又は船舶）の避難を必要とする災害	○県 知事を長とする災害対策本部を設置（ 危機管理局 及び庁内各課の職員にて構成） ○防災関係機関の対応 ・第2次配備体制に加え、自衛隊や緊急消防援助隊などが加わる。 ・災害対策本部への職員派遣 ・現地防災本部への職員派遣	設置	・ 県災害対策本部組織の見直しに伴う修正

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p style="text-align: center;">第3節 現地防災本部の設置及び組織 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 災害情報の伝達及び広報</p> <p>特定事業所内における異常事態の通報、災害情報の収集伝達、通信手段の確保及び災害広報については、次のとおりとする。</p> <p>1 異常現象の通報 (省略)</p> <p>2 災害情報の収集、伝達 (省略)</p> <p>3 通信手段の確保 (省略)</p> <p>4 災害広報</p> <p>防災関係機関等は、災害時の混乱した状況において、人心の安定や秩序の回復を図るため災害の状況、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するよう災害広報に努めるものとする。</p> <p>(1) 広報の対象者、広報内容及び広報手段</p> <p>災害等の段階に応じて、おおむね次表のとおり迅速かつ適切に広報するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 現地防災本部の設置及び組織 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 災害情報の伝達及び広報</p> <p>特定事業所内における異常事態の通報、災害情報の収集伝達、通信手段の確保及び災害広報については、次のとおりとする。</p> <p>1 異常現象の通報 (省略)</p> <p>2 災害情報の収集、伝達 (省略)</p> <p>3 通信手段の確保 (省略)</p> <p>4 災害広報</p> <p>防災関係機関等は、災害時の混乱した状況において、人心の安定や秩序の回復を図るため災害の状況、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するよう災害広報に努めるものとする。</p> <p>(1) 広報の対象者、広報内容及び広報手段</p> <p>災害等の段階に応じて、おおむね次表のとおり迅速かつ適切に広報するものとする。</p>	

頁	現行石油コンビナート等防災計画				修正案				修正理由
	災害等の段階	情報提供対象者	広報内容	伝達手段	災害等の段階	情報提供対象者	広報内容	広報手段	
	初期 (拡大危険性小、事業所内で収束)	周辺住民、 周辺船舶	・災害態様(火災、漏洩(有毒ガス、可燃性ガス等の種類)、発生場所(概要)) ・応急措置状況(流出物質等の回収状況、消火状況等) ・周辺影響の有無	電話等による 問い合わせ対応	初期 (拡大危険性小、事業所内で収束)	周辺住民、 周辺船舶	・災害態様(火災、漏洩(有毒ガス、可燃性ガス等の種類)、発生場所(概要)) ・応急措置状況(流出物質等の回収状況、消火状況等) ・周辺影響の有無	電話等による 問い合わせ対応	
	初期 (拡大危険性大)	周辺住民、 周辺船舶	・災害態様(火災、漏えい(有毒ガス、可燃性ガス等の種類))と拡大予想、発生場所 ・応急措置状況(流出物質等の回収状況、消火状況等)	・防災行政無線(子局・戸別) ・船舶無線	初期 (拡大危険性大)	周辺住民、 周辺船舶	・災害態様(火災、漏えい(有毒ガス、可燃性ガス等の種類))と拡大予想、発生場所 ・応急措置状況(流出物質等の回収状況、消火状況等)	・防災行政無線(子局・戸別) ・船舶無線	
	拡大期	周辺住民、 周辺船舶	・初期(拡大危険性大)の提供情報項目 ・危険の範囲(距離、標高、風向等) ・避難等の準備に関する情報(避難所、避難方法等) ・危険の種類に応じた住民の対処に関する情報(屋内退避の要否、医療機関情報、マスク等物資の配布、給水所等の状況)	・緊急速報メール ・登録制メール ・広報車 ・巡視船 ・コミュニティ放送	拡大期	周辺住民、 周辺船舶	・初期(拡大危険性大)の提供情報項目 ・危険の範囲(距離、標高、風向等) ・避難等の準備に関する情報(指定避難所、避難方法等) ・危険の種類に応じた住民の対処に関する情報(屋内退避の要否、医療機関情報、マスク等物資の配布、給水所等の状況)	・緊急速報メール ・登録制メール ・広報車 ・巡視船 ・コミュニティ放送	・地域防災計画と整合を図るため修正
	終息期	周辺住民、 周辺船舶	・終息情報(避難勧告等解除) ・被害状況 ・帰宅に関する注意事項(落下した飛散物等による二次危険など) ・帰宅後の住民の対処に関する情報(屋内退避の要否、医療機関情報、マスク等物資の配布、給水所等の状況)	・テレビ ・ラジオ ・PC(ポータルサイト) ・電話等による問い合わせ対応	終息期	周辺住民、 周辺船舶	・終息情報(避難勧告等解除) ・被害状況 ・帰宅に関する注意事項(落下した飛散物等による二次危険など) ・帰宅後の住民の対処に関する情報(屋内退避の要否、医療機関情報、マスク等物資の配布、給水所等の状況)	・テレビ ・ラジオ ・PC(ポータルサイト) ・電話等による問い合わせ対応	
	要避難時 (各期共通で避難を要すると判断した場合)	避難対象者	・避難情報(避難勧告、避難指示等) ・災害態様(火災、漏えい(有毒ガス、可燃性ガス等の種類)、発生場所) ・危険の範囲(距離、標高、風向等) ・避難範囲、避難所、医療機関情報、高齢者や乳幼児の受入対応 ・避難に関する注意事項(避難方法、飛散物、毒性情報等)		要避難時 (各期共通で避難を要すると判断した場合)	避難対象者	・避難情報(避難勧告、避難指示等) ・災害態様(火災、漏えい(有毒ガス、可燃性ガス等の種類)、発生場所) ・危険の範囲(距離、標高、風向等) ・避難範囲、指定避難所、医療機関情報、高齢者や乳幼児の受入対応 ・避難に関する注意事項(避難方法、飛散物、毒性情報等)		・地域防災計画と整合を図るため修正

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>(2) 実施機関別広報活動</p> <p>ア 海上保安部</p> <p>(ア) 火気使用禁止の周知徹底</p> <p>(イ) 船舶の航行禁止等の制限事項の広報</p> <p>イ 県警察</p> <p>(ア) 交通規制の状況、警戒区域設定の状況の広報</p> <p>(イ) 群衆の整理その他防災活動の障害排除のための広報</p> <p>ウ 県</p> <p>(ア) 市町村が発表する避難情報等の広報</p> <p>(イ) 報道機関に対する避難情報等の提供</p> <p>エ 所在市村</p> <p>(ア) 避難指示、勧告及び避難所の開設等の状況の広報</p> <p>(イ) 災害応急対策実施状況、災害見通し等の広報</p> <p>オ 所在消防本部</p> <p>(ア) 災害現場周辺の関係者に対する火気使用禁止の周知徹底</p> <p>(イ) 警戒区域設定の状況等の周知徹底</p> <p>カ その他の防災関係機関等</p> <p>それぞれの防災関係機関等において応急対策を実施するために必要な事項の広報</p> <p style="text-align: center;">第5節 火災等防御 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 自然災害応急対策</p> <p>地震、津波その他の異常な自然現象が発生し、又は発生するおそれがある場合における火災、爆発、危険物等の漏えい又は流出等の二次災害の防止措置については、次のとおりとする。</p> <p>1 地震 (省略)</p> <p>2 津波及び高潮</p> <p>津波警報又は高潮警報が発表され、あるいは津波又は高潮が発生した場合は、人命尊重を最優先とし、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 津波警報又は高潮警報が発表された場合</p>	<p>(2) 実施機関別広報活動</p> <p>ア 海上保安部</p> <p>(ア) 火気使用禁止の周知徹底</p> <p>(イ) 船舶の航行禁止等の制限事項の広報</p> <p>イ 県警察</p> <p>(ア) 交通規制の状況、警戒区域設定の状況の広報</p> <p>(イ) 群衆の整理その他防災活動の障害排除のための広報</p> <p>ウ 県</p> <p>(ア) 市町村が発表する避難情報等の広報</p> <p>(イ) 報道機関に対する避難情報等の提供</p> <p>エ 所在市村</p> <p>(ア) 避難指示、勧告及び指定避難所の開設等の状況の広報</p> <p>(イ) 災害応急対策実施状況、災害見通し等の広報</p> <p>オ 所在消防本部</p> <p>(ア) 災害現場周辺の関係者に対する火気使用禁止の周知徹底</p> <p>(イ) 警戒区域設定の状況等の周知徹底</p> <p>カ その他の防災関係機関等</p> <p>それぞれの防災関係機関等において応急対策を実施するために必要な事項の広報</p> <p style="text-align: center;">第5節 火災等防御 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 自然災害応急対策</p> <p>地震、津波その他の異常な自然現象が発生し、又は発生するおそれがある場合における火災、爆発、危険物等の漏えい又は流出等の二次災害の防止措置については、次のとおりとする。</p> <p>1 地震 (省略)</p> <p>2 津波及び高潮</p> <p>津波警報等又は高潮警報が発表され、あるいは津波又は高潮が発生した場合は、人命尊重を最優先とし、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 津波警報等又は高潮警報が発表された場合</p>	<p>・地域防災計画と整合を図るため修正</p>

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>ア 特定事業所</p> <p>(ア) 従業員の避難を実施する。</p> <p>(イ) 操業を中止する等の措置を講ずる。</p> <p>(ウ) 荷役中の船舶は、荷役作業を中止するとともに、直ちに離岸し、港外への避難を実施する。</p> <p>(エ) 自衛防災組織等は、浮遊するおそれのある物件を除去又は固定するとともに、排水口の閉鎖等の措置を講ずる。</p> <p>イ 海上保安部</p> <p>(ア) 船舶等に対し警報を伝達し避難の指示等を行う。</p> <p>(イ) 必要により巡視船艇を出動させ、避難の指導及び警戒等の措置を講ずる。</p> <p>ウ 県警察</p> <p>(ア) 沿岸住民及び事業所の従業員の避難誘導を実施する。</p> <p>(イ) 交通の整理、規制及び警戒警備を実施する。</p> <p>エ 所在市村</p> <p>(ア) 広報車等により、沿岸住民及び事業所に対し避難の勧告又は指示を行う。</p> <p>(イ) 避難の誘導及び避難所の開設等の措置を講ずる。</p> <p>オ 所在消防本部</p> <p>(ア) 広報車等により、沿岸住民及び特定事業者等に対し避難等についての広報を実施する。</p> <p>(イ) 特定事業者等に対しとるべき措置等について指導を行う。</p> <p>(ウ) 津波等の情報を収集し必要により特定事業者等に連絡する。</p> <p>(2) 津波が発生した場合</p> <p>ア 特定事業所</p> <p>(ア) 次の事項について点検を実施する。</p> <p>a 危険物等の貯蔵設備及び配管等の破損等の有無及び危険物等の漏えいの有無</p> <p>b 防油堤、防液堤及び流出油等防波堤の破損の有無</p> <p>c 消火設備等の機能の適否</p> <p>d 安全装置等の機能の適否</p> <p>e 電力及び通信設備の機能の適否</p> <p>(イ) 点検の結果、設備等に異常のあった場合は、直ちに消防署に通報するとともに、応急補修を行う。</p> <p>(ウ) 防油堤及び敷地内のたい水の排除作業を行う。</p> <p>(エ) 隣接事業所等の状況を把握する。</p>	<p>ア 特定事業所</p> <p>(ア) 従業員の避難を実施する。</p> <p>(イ) 操業を中止する等の措置を講ずる。</p> <p>(ウ) 荷役中の船舶は、荷役作業を中止するとともに、直ちに離岸し、港外への避難を実施する。</p> <p>(エ) 自衛防災組織等は、浮遊するおそれのある物件を除去又は固定するとともに、排水口の閉鎖等の措置を講ずる。</p> <p>イ 海上保安部</p> <p>(ア) 船舶等に対し警報を伝達し避難の指示等を行う。</p> <p>(イ) 必要により巡視船艇を出動させ、避難の指導及び警戒等の措置を講ずる。</p> <p>ウ 県警察</p> <p>(ア) 沿岸住民及び事業所の従業員の避難誘導を実施する。</p> <p>(イ) 交通の整理、規制及び警戒警備を実施する。</p> <p>エ 所在市村</p> <p>(ア) 広報車等により、沿岸住民及び事業所に対し避難の勧告又は指示を行う。</p> <p>(イ) 避難の誘導及び指定避難所の開設等の措置を講ずる。</p> <p>オ 所在消防本部</p> <p>(ア) 広報車等により、沿岸住民及び特定事業者等に対し避難等についての広報を実施する。</p> <p>(イ) 特定事業者等に対しとるべき措置等について指導を行う。</p> <p>(ウ) 津波等の情報を収集し必要により特定事業者等に連絡する。</p> <p>(2) 津波が発生した場合</p> <p>ア 特定事業所</p> <p>(ア) 次の事項について点検を実施する。</p> <p>a 危険物等の貯蔵設備及び配管等の破損等の有無及び危険物等の漏えいの有無</p> <p>b 防油堤、防液堤及び流出油等防波堤の破損の有無</p> <p>c 消火設備等の機能の適否</p> <p>d 安全装置等の機能の適否</p> <p>e 電力及び通信設備の機能の適否</p> <p>(イ) 点検の結果、設備等に異常のあった場合は、直ちに消防署に通報するとともに、応急補修を行う。</p> <p>(ウ) 防油堤及び敷地内のたい水の排除作業を行う。</p> <p>(エ) 隣接事業所等の状況を把握する。</p>	<p>・地域防災計画と整合を図るため修正</p>

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>る場合において避難の指示又は勧告を行ったとき、避難計画によりあらかじめ定めた避難所の開設及び運営を行う。</p> <p>なお、避難所の開設及び運営については、各市村地域防災計画に準じ実施する。</p> <p>5 応援協力関係 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第9節 交通規制等</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、交通及び航行の安全と緊急車両の通行及び緊急船舶の航行確保のため交通及び航行規制（以下「交通規制等」という。）措置については、次のとおりとする。</p> <p>1 交通規制等の分担</p> <p>(1) 交通規制は警察官が実施する。</p> <p>(2) 航行規制は海上保安官が実施する。</p> <p>2 交通規制等実施責任者</p> <p>(1) 県警察</p> <p>特別防災区域及びその周辺における交通の混乱と危険の防止及び災害応急対策に従事する車両等の通行の確保をする。</p> <p>(2) 海上保安部</p> <p>特別防災区域周辺海域における航行の混乱と危険の防止及び災害応急対策に従事する船舶の航行の確保をする。</p> <p>3 交通規制等の基準</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特別防災区域内及び周辺道路並びに海域において災害応急対策に従事する車両、船舶の通行及び航行の確保並びに住民等の避難誘導を行うため必要があると認めるとき。</p> <p>4 交通規制等の方法</p> <p>交通規制等実施責任者は、交通規制等を実施する場合は次により措置する。</p> <p>(1) 県警察</p> <p>あらかじめ交通規制計画を作成し、これに基づき、緊急車両以外の車両の通行禁止及び制限を実施するとともに、その区間と期間及びその対策並びに</p>	<p>る場合において避難の指示又は勧告を行ったとき、避難計画によりあらかじめ定めた指定避難所の開設及び運営を行う。</p> <p>なお、指定避難所の開設及び運営については、各市村地域防災計画に準じ実施する。</p> <p>5 応援協力関係 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第9節 交通規制等</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、交通及び航行の安全と緊急車両の通行及び緊急船舶の航行確保のため交通及び航行規制（以下「交通規制等」という。）措置については、次のとおりとする。</p> <p>1 交通規制等の分担</p> <p>(1) 交通規制は警察官が実施する。</p> <p>(2) 航行規制は海上保安官が実施する。</p> <p>2 交通規制等実施責任者</p> <p>(1) 県警察</p> <p>特別防災区域及びその周辺における交通の混乱と危険の防止及び災害応急対策に従事する車両等の通行の確保をする。</p> <p>(2) 海上保安部</p> <p>特別防災区域周辺海域における航行の混乱と危険の防止及び災害応急対策に従事する船舶の航行の確保をする。</p> <p>3 交通規制等の基準</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特別防災区域内及び周辺道路並びに海域において災害応急対策に従事する車両、船舶の通行及び航行の確保並びに住民等の避難誘導を行うため必要があると認めるとき。</p> <p>4 交通規制等の方法</p> <p>交通規制等実施責任者は、交通規制等を実施する場合は次により措置する。</p> <p>(1) 県警察</p> <p>事案の発生後、速やかに緊急車両以外の車両の通行禁止及び制限を実施するとともに、その区間と期間及びその対策並びにう回路等について必要な措</p>	<p>・交通規制の実態に 即した内容に修正</p>

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>う回路等について必要な措置をとる。</p> <p>(2) 海上保安部 無線通信、信号所（八戸地区のみ）及び巡視船艇による緊急船舶以外の船舶の航行禁止及び制限の措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">第 10 節 警戒警備等 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 11 節 防災資機材の調達及び輸送 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 12 節 応援要請</p> <p>特別防災区域に係る災害の被害拡大防止のため、各防災関係機関が行う応援要請については、次のとおりとする。</p> <p>1 所在市村の応援要請</p> <p>(1) 所在市村の応援要請 発災市村長は、特別防災区域で発生した災害により、発災市村独自に応急措置を実施できない場合、「大規模災害時の青森県市町村相互応援協定」に基づき、協定締結市町村長に要請する。</p> <p>(2) 消防の応援要請 発災市村を管轄する消防事務組合に関する一部事務組合の長は、所在消防本部の消防力を考慮して、消防の応援が必要と判断した場合は「青森県消防相互応援協定」に基づき、要請をする。</p> <p>2 県防災ヘリコプターの要請 (省略)</p> <p>3 緊急消防援助隊の応援等要請 (省略)</p> <p>4 自衛隊の派遣要請 (省略)</p> <p>5 その他の応援要請 (省略)</p>	<p>置をとる。</p> <p>(2) 海上保安部 無線通信、信号所（八戸地区のみ）及び巡視船艇による緊急船舶以外の船舶の航行禁止及び制限の措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">第 10 節 警戒警備等 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 11 節 防災資機材の調達及び輸送 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 12 節 応援要請</p> <p>特別防災区域に係る災害の被害拡大防止のため、各防災関係機関が行う応援要請については、次のとおりとする。</p> <p>1 所在市村の応援要請</p> <p>(1) 所在市村の応援要請 発災市村長は、特別防災区域で発生した災害により、発災市村独自に応急措置を実施できない場合、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、県に要請する。</p> <p>(2) 消防の応援要請 発災市村を管轄する消防事務組合に関する一部事務組合の長は、所在消防本部の消防力を考慮して、消防の応援が必要</p> <p>と判断した場合は「青森県消防相互応援協定」に基づき、要請をする。</p> <p>2 県防災ヘリコプターの要請 (省略)</p> <p>3 緊急消防援助隊の応援等要請 (省略)</p> <p>4 自衛隊の派遣要請 (省略)</p> <p>5 その他の応援要請 (省略)</p>	<p>・協定締結に伴う名称の修正</p>

頁	現行石油コンビナート等防災計画	修正案	修正理由
	<p>第13節 特定事業者間の相互応援体制 (省略)</p> <p>第6章 災害復旧対策計画 (省略)</p> <p>第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 (省略)</p>	<p>第13節 特定事業者間の相互応援体制 (省略)</p> <p>第6章 災害復旧対策計画 (省略)</p> <p>第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 (省略)</p>	